

豊橋市立吉田方小学校PTA（細則）

- 1 役員、会計監査候補者選考委員会（以下、選考委員会と呼称）については、次の通り定める。
 - (1) 選考委員会の構成は、現役員、及び実行委員とする。
 - (2) 選考委員により男性、女性代表が決まった場合、同候補者は選考委員とすることができる。
- 2 本会の役員（会則により選出）と各専門部会の正副部長によって、実行委員会を構成し、その任務を次の通りとする。
 - (1) 各専門部会によって立案された事業計画を審議し、調整を図る。
 - (2) 定例総会に提出する議案を作る。
 - (3) 全委員により委任された事務を処理する。
 - (4) 必要に応じ、全委員会、特別部会を設ける。
- 3 専門部会の部会及び任務は下記の通りとし、全委員及び学校職員が、いずれかの部会に属する。
 - (1) 生活指導部
 - ・生活委員 —— 資源回収の計画立案を行い実施にあたる。また児童の健全育成を図るための諸活動にあたる。
 - ・地区委員 —— 主に資源回収の実施にあたる。
 - (2) 文化厚生部 —— 会員及び児童に対する各種行事（給食懇談会、マラソン大会参加賞）の計画立案を行い実施にあたる。
 - (3) 広報部 —— 会員の共通理解を深め、進んでPTA活動に参画できるようにするために、PTA新聞「よしだがた」等を発行する。
 - (4) 学年部 —— ふれあい活動（学年集会）の企画・立案・実施をする。またPTA懇親会の計画・実施にあたる。さらに学級懇談会等、学年の学級担任等と保護者との連絡調整をはかる。
- 4 会員相互の親睦、体力の向上等を図るため、クラブを設けることができる。クラブの部長、副部長は、児童をもつ親（又は監護者）として同好の人々の自主的運営に任せる。
- 5 各町選出の実行委員数及び委員数は、各町の会員数を勘案し、毎年10月に調査をして、実行委員会にて決定する。尚、実行委員の人員は高学年の世帯数、委員は全世帯数を勘案し配分する。また学年委員は、年度末に立候補を原則として、立候補がない場合は、会長の抽選によって決定する。
- 6 選考人数は、毎年12月に決定し、各町に通知する。委員の選出は各町の実情を尊重し、主に各町選出の実行委員または実行委員会より委任された者がその任にあたる。
- 7 会費について
 - (1) 会費は、年額2,400円とする。
 - (2) 会費の変更は、役員会において原案を作り、総会において承認する。
 - (3) 会費の納入は、1世帯単位とする。
- 8 この細則は実行委員会の議を経て変更することができる。
- 9 会員の入退会について
 - (1) 会長は、児童の入学・転入に際し、その保護者にPTAへの加入協力を求めること。
 - (2) 会員の退会にあたっては、書面をもって会長に届け出ること。ただし、児童の学籍がなくなった場合にはこの限りではない。
 - (3) 退会した会員の再度の入会はこれを妨げない。
- 10 この細則は平成11年 4月 1日改正
この細則は平成12年12月 4日改正
この細則は平成13年12月13日改正
この細則は平成17年 4月 1日改正
この細則は平成21年 4月20日改正
この細則は平成22年 4月15日改正
この細則は平成24年 3月 2日改正
この細則は平成26年 2月28日改正
この細則は平成30年 4月21日 細則9を新設

慶 弔 規 定

豊橋市立吉田方小学校PTA

- 第 1 条 PTA会員（児童の保護者）が死亡した場合は代表が会葬し、香料5,000円を供えて弔意を表す。
- 第 2 条 PTA役員・委員が死亡した場合は、都合のつく委員が会葬し、香料5,000円を供えて弔意を表す。
- 第 3 条 本校職員が死亡した場合は、都合のつく委員が会葬し、香料は役員会で決定する。
- 第 4 条 本校児童が死亡した場合は、役員が会葬し、香料5,000円を供えて弔意を表す。
- 第 5 条 吉田方中学校、吉田方保育園、吉田方西保育園の職員が死亡した場合は、役員、学校長が会葬し、香料5,000円を供えて弔意を表す。
- 第 6 条 PTA役員・委員と同一世帯の父母、配偶者が死亡した場合は、代表が会葬し、香料5,000円を供えて弔意を表す。
- 第 7 条 本校の職員の実父母、同一世帯の父母、配偶者、子が死亡した場合は、役員が会葬し、香料5,000円を供えて弔意を表す。
- 第 8 条 本校の職員本人が結婚及び出産（配偶者を含み）した場合は、お祝い金5,000円を贈る。
- 第 9 条 PTA役員・委員及び本校職員の災害、負傷に際しては、代表が見舞する。見舞金または品物については、その都度決定する。（入院の場合は5,000円）
- 第 10 条 本規定の経費は、PTA一般会計より支出する。
- 付 則 この規定の実施は、平成18年4月1日よりとする。
この規定の改廃は、PTA実行委員会で決定する。